

夫婦の勢力関係をめぐる客観的現実と 主観的判断の不一致にかんする考察

Consideration of the Disagreement between the Objective Reality and the Subjective Judgement in the Power Relationship of a Married Couple

庭野 晃子

NIWANO Akiko

論文要旨

夫婦の勢力関係をめぐる研究では、主に「家事育児分担」を勢力の指標として、夫婦の対等性が判断されてきた。家事育児の負担が妻に偏っている場合、客観的には、非対等と判断される。しかし、たとえ妻の方に負担が重くかかっていたとしても、主観的に「対等」と主張する夫婦が存在することが、いくつかの文献から示唆されている。つまり、対等性の判断は、家事育児分担を指標とした客観的なものと、当事者による主観的判断は必ずしも一致しないのである。ジェンダーの観点からみれば、女性が重い負担を負っているにもかかわらずパートナーと「対等」と判断するならば、女性自らが仕事と家庭の「二重負担」を温存させているとみなすこともできるだろう。

そこで、本研究は、共働き夫婦へのインタビュー調査から得られたデータを分析し、夫婦の対等性における、客観的現実と主観的判断の不一致の要因について考察した。その結果、夫婦は「対等であるべき」という規範をもつ一方で、equalityの意味での対等関係を築くことが難しい場合、夫婦の精神的側面に「対等性」の根拠を求め、互いに敬意を示し合う相互行為を実践していることが示唆された。

1. 問題の背景

「男女共同参画社会基本法」(1999年)の原案となった「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画—」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけている(内閣府 男女共同参画推進本部 1996)。また、この法案に基づき、地方自治体では、男女共同参画推進にかかわる具体的な施策を行うようになってきている¹⁾。このような法案や施策が期待する理想的な男女関係は、男女が、政治、経済のみならず、家庭の分野において、「男女が等しく意思決定や実践にかかわること」と解釈

できるだろう。

夫婦の勢力関係をめぐる研究では、「最終的な意思決定者」や「家事育児分担」を勢力の指標として、夫婦の対等性が判断されてきた。一方、女性の就労率が上昇し、出産後も何らかの形で仕事を継続する女性が増えてきたにもかかわらず、男性の家事育児時間はあまり増えていない。現状は、もっぱら妻の方が仕事と家庭の両領域にかかわっており、いまだに「妻の二重負担」は解消されていない問題として残っている。

ところが、妻の方が負担を抱え、夫の方は仕事中心の生活を送っている夫婦であっても、「対等」と主張する夫婦が少なからず存在することがいくつかの文献から示唆されている。ここに注目すれば、当事者自らが、「妻の二重負担」を温存させている可能性があるといえる。

そこで本研究は、夫婦の対等性における、客観的現実と主観的判断の不一致の要因について、行為者の意味世界に注目するシンボリック相互作用論の立場から考察する。本研究の課題は、当事者自らが、非対等な関係を受容していく様相を明らかにすることができる。

2. 先行研究および概念説明

夫婦の勢力関係をめぐる、客観的現実と主観的判断の差異について論じた研究として、竹内（2007）と船橋（2006）の研究があげられる。竹内（2007）は、衡平理論の観点から、当事者の衡平性の認知の要因を探っている。「衡平性」は、当事者の認知の側面に注目した勢力関係の表現であり、本研究でいう「対等性」と同様の意味である。竹内は、夫婦の経済力の等しさが当事者の衡平認知に結びつくわけではないと言及しており、夫婦の対等性における客観的現実と主観的判断との差異を指摘している。しかし、なぜその差異が生じるのかの要因は考察されていない。

これに対し、船橋（2006）は、夫婦の対等性における客観的現実と主観的判断との差異が生じる要因について指摘している。船橋の研究では、筆者が注目するような、収入や分担で格差がある共働き夫婦を数事例取り上げ、共に就労をしながら、妻のほうに家事育児分担が偏っている夫婦を「女性の二重役割」タイプと呼んでいる。この「女性の二重役割」タイプの夫婦のなかに、自分たちは「平等」と語っている夫婦がおり、それらの事例を取り上げ、不平等な家事分担を正当化する理由を事例から探り、次の6つの理由を指摘している。

1つは、「夫の育児遂行による埋め合わせ」である。つまり、夫が他の家庭と比べて育児に関わっていることを高く評価し、家事分担の明らかな不平等を埋め合わせているという。2つめは、「相補性」である。つまり、夫と妻は互いに補い合うものであり、折半という意味での「平等」は却下されるということである。3つめは、「性別特性」である。男女で異なる機能をもっているがゆえに分担の内容に違いが生じるということである。4つめは、「愛情関係においては平等は不要」という説明である。5つめは、「ハビトゥス」である。夫は、生まれ育った家庭では性別役割分業が当たり前であったから、自分分担することに慣れていないから、という説明をする。6つめは、「男性の仕事は優先される」ことである。育児休業との関わりでいえば、妻が優先的に長く育児休業を取り、夫は仕事を優先して短い育児休業しかとらないことから、結果として家事は妻が多く担うことにな

ると指摘している。船橋は、これらの不平等な家事分担を正当化する6つの理由の背景には、ジェンダー・イデオロギーが作用していると指摘している。

たしかに、夫婦間における収入や分担の格差は、男女の賃金格差や、職業、地位等の違いといったジェンダーによる社会的な処遇の違いが要因となっている側面もあるだろう。しかし近年、男女の役割意識に関する調査では、性別役割分業に肯定的な意見を持つ人が少数派になってきている。本研究の対象者は共働きということもあり、夫婦が共に働き分担をすることに肯定的な意見をもっていた。しかし、収入・分担面では格差が大きく、夫婦は「対等」だと主張しているケースが多い。またこのようなケースは、夫婦の「対等性」には、「互いの尊重」「互いに話し合える」「生きがいをもっていること」「自尊心をもっていること」といった夫婦の精神性を重視していた。

これらのことから、夫婦の対等性についての客観的現実と主観的判断の差異が生じる要因や不平等な家事育児分担を正当化する要因として、ジェンダー・イデオロギーのみをとりあげて解釈するのは不十分だろう。船橋の研究においても、ジェンダー・イデオロギーが作用しているという明確な根拠を示しているわけではない。夫婦のライフスタイルや意識が変わりつつある現在、不平等な家事育児分担を正当化する要因について再考し、より適切な解釈を加える必要がある。

本研究は、夫婦の「対等性」の意味づけに注目し、客観的現実と主観的判断との差異が生じる要因について探る。その際、行為者の観点から現実を理解することを重視したシンボリック相互作用論 (Blumer 1969=1991) の立場からアプローチする。本研究の課題を明らかにすることは、夫婦の勢力関係研究におけるこれまでの理論では説明することができない、新たな仮説を導出する可能性を含む。

ここで、本研究の重要概念である「対等・対等性」概念について説明する。先行研究では、夫婦の勢力関係を表現する用語として、対等 (上子 1964、船橋 2006、永井 2007、竹内 2007)、平等 (船橋 2006、上子 1964)、同等 (上子 1964、永井 2007)、衡平 (井上 1985、諸井 1990、竹内 2007、永井 2007)、公平 (岩間 1997)、協力化 (上子 1964) などがある。これらの用語は、異なる用語でも同じ意味で使われていたり、また1つの論文のなかで同じ用語が異なる意味で使われている場合もあるが、これらの用語の意味するところを注意深く読むと、大まかに、equality と equity の意味に大別される。

まず、equality は、夫婦の役割として「稼ぎ手役割」と「家庭内役割」があるとすると、夫婦が両役割を等しく担おうとする意味である。主に資源理論、ジェンダー・イデオロギー理論と呼ばれる理論において用いられており、研究者が「家事育児分担」等に注目して客観的に勢力の大小を判断する概念である。上子 (1964) は「家事育児分担」に注目し、妻の側に家事育児分担が大きく偏っていれば夫婦は対等ではなく、妻と夫が等しく家事育児分担をしていけば対等であると判断している。

他方、equity は「当事者の認知」の側面に注目して勢力の大小を判断する概念である。諸井 (1990) は「妻の認知」に注目し、妻が夫に貢献している程度と、妻が夫から得ている程度が等しいと認知されていけば衡平で、それらの程度が等しくなければ衡平ではないと判断している。

本研究では、「当事者の認知」の側面に注目し、当事者が相手と対等だと認知すれば対等、非対等と認知すれば非対等と判断する。したがって、当事者の認知の側面に注目する

equity の概念と極めて近い。また本研究では、equity の概念のなかに当事者の対等／非対等の判断のみならず、判断する際の指標や対等性をめぐる意味世界を含める。ケースによっては夫婦の対等性を判断する際、家事育児分担や収入比を指標とする可能性があることを想定すると、equity は equality の意味を含む概念として位置づけられる。

以下、本研究で当事者の「対等性」の意味世界を考察していく際、調査者が客観的に指標を設けて判断する夫婦の対等性と区別するため、「対等性」「対等」「非対等」と鍵括弧をつけて表記する。なお、「対等性」は、「対等」と「非対等」を含んだ概念であり、当事者がパートナーとの「対等／非対等」を判断するときの指標や意味世界を含んだ概念である。これに対して「対等」は「非対等」の意味を含まず、「非対等」は「対等」の意味を含まない概念として用いる。

3. 調査概要

本研究では、首都圏に住む核家族で、12歳以下の子どもを少なくとも1人以上もつ共働き夫婦12組を対象に行った半構造化インタビュー調査のデータを用いる。対象者のサンプリングについては、次の2つの方法で行った。

第1の方法は、筆者の知人から夫婦を紹介してもらい、その夫婦の知り合いを次々に紹介してもらう「スノーボウルサンプリング」である。この方法で8組の夫婦に調査を行った。第2は、調査協力の依頼文を首都圏数箇所の保育施設に置かせてもらい、それを読んで調査者に連絡をしてきた夫婦に依頼をするという方法である。この方法で4組の夫婦に調査を行った。

2007年4月から12月の間、夫婦別々に1時間半から2時間半程度、場所は対象者の自宅や職場、レストランで行った。

主な質問は、①「夫婦が対等である」とはどのような状態のことだと思うか。②「夫婦が対等でない」とはどのような状態だと思うか。③過去、夫婦が「対等」でなくなったときはあるか。あるとしたら、いつどのような状態だったか、④あなたご自身は、現在、パートナーと対等な関係か。(YESの場合の質問「対等な夫婦関係」であるために何が重要か。NOの場合の質問 なぜそう思うのか。とそれぞれ質問を返した。)である。

インタビュアーである筆者は、対象者に夫婦が対等である状態について同じ質問をしたが、対象者によって「対等」という言葉の受け止め方には相違があると考えられる。本研究は、対象者の「対等」という言葉に対する受け止め方の相違を含めて、意味づけを掬い取っていく。

インタビュー調査の前に、年齢や職業、日々の家事育児分担等を知るためのアンケートに回答してもらい、それを参考にしながらインタビューを行った。また、インタビューの内容は協力者に承諾を得たうえでレコーダーに記録し、その間筆者はメモを取りながら質問をするという形をとった。12組の夫婦はフルタイム、パートタイムを含め、何らかのかたちで収入を得ている。1組は夫が就労し、妻はキャリアアップのため会社を退職し現在大学院に在学中であるが、収入はゼロではない。大学院修了後、仕事に復帰する予定である。世帯収入でみると1000万円以上の世帯が6組、800万円以上が3組と高所得世帯に偏っている。最終学歴は、夫は4年制大学卒業が10名、専門学校卒業が1名、高等学校卒業が1名で、妻は大学院在学中が1名、4年制大学卒業が7名、通信制大学在学中が1名、短

表1 夫婦のプロフィールと「対等性」の意味付け、「対等/非対等」の判断

No.	年齢	職業	年収(万円)	収入比	家事 分担比	育児 分担比	「対等性」の意味付け	「対等/ 非対等」 の判断
①	夫 44	教員(正規)	500-600	10:10	5:5	5:5	互いに話し合える	対等
	妻 44	教員(正規)	500-600		5:5	5:5	自尊心、互いの尊重	対等
②	夫 40	資材調達(正規)	700-800	10:8	3:7	5:5	経済的自立	対等
	妻 39	保育士(正規)	600-700		3:7	4:6	経済的自立	対等
③	夫 44	建築士(正規)	900-1000	10:7	5:5	3:7	経済的自立	対等
	妻 40	建築士(フリー)	600-700		5:5	3:7	経済的自立	対等
④	夫 41	新聞記者(正規)	800-900	10:6 (勤務時)	2:8	2:8	生きがい	対等
	妻 41	以前は会社員 現在、大学院在学中	500-600(勤務時) 1-100(現在)	10:1 (現在)	4:6	4:6	経済的自立	非対等
⑤	夫 46	教員(正規)	600-700	10:5 (時短)	5:5	5:5	家事育児分担	対等
	妻 34	事務(正規)	300-400(時短) 400-500(通常)	10:6 (通常)	5:5	3:7	家事育児分担	非対等
⑥	夫 33	コンサルタント (フリー)	700-800	10:6 (時短)	1:9	3:7	互いに話し合える	対等
	妻 33	制作(正規)	300-400(時短) 500-600(通常)	10:7-8 (通常)	1:9	3:7	互いに話し合える 経済的自立	対等
⑦	夫 30	Webデザイン(正規)	600-700	10:5 (時短)	4:6	2:8	互いに話し合える	対等
	妻 32	Web企画(正規)	300-400(時短) 400-500(通常)	10:7 (通常)	3:7	1:9	自分の時間をもつこと	対等
⑧	夫 43	エンジニア(正規)	700-800	10:4	3:7	3:7	互いの尊重	対等
	妻 43	経理(正規)	300-400		2:8	4:6	互いの尊重 自尊心	対等
⑨	夫 32	デザイナー(フリー)	300-400	10:4	2:8	3:7	家事育児分担	非対等
	妻 33	事務(非正規)	100-200		1:9	4:6	互いの尊重	対等
⑩	夫 45	企画(正規)	700-800	10:5	0.5:9.5	1:9	互いの尊重	対等
	妻 43	健康運動指導士 (フリー)	300-400		2:8	2:8	互いの尊重 生きがい	対等
⑪	夫 46	運送業(非正規)	1-100	2:10	9:1	9:1	互いの尊重	対等
	妻 43	図書館司書(正規)	500-600		9:1	9:1	時間に縛られない	対等
⑫	夫 31	不動産(正規)	600-700	10:1	0:10	0:10	互いに話し合える	対等
	妻 33	保育補助(非正規)	1-100		0:10	0:10	家計管理	非対等

※時短=短時間勤務、通常=通常勤務 現在は、インタビュー時点を意味する

期大学卒業が2名、専門学校卒業が1名であった。船橋(2006)やHochschild(1989)の質的調査では、学歴、所得、地位が高い夫婦は、リベラルなジェンダー・イデオロギーをもち、共同で家事育児を行い、互いにキャリアアップしていくという志向をもつと指摘されている。また、家事育児分担をする男性の特徴として、高学歴、専門職、共働きであることが計量的調査から実証されている(岩井・稲葉 2000: 193-215)。その一方で、日本では長時間労働や根強い性別役割分業、待機児童の増加等の問題がある。とくに地域共同体の衰退により近隣との付き合いも少なく人的支援を得ることが難しいとされる首都圏に住む核家族世帯では、夫婦が仕事と家庭を両立する際にはさまざまな障害に直面することが指摘されている。小学校に上がっても放課後の預け先が少ないため子どもが1人で家で

すごさなければならず、夫婦のうちどちらが早く帰宅するかをめぐって交渉や葛藤が起きやすい。本研究は、「対等」な夫婦関係の構築について考察するため、育児支援が得にくいとされる首都圏在住者、葛藤を抱きながらも共同で分担をしていく傾向にあるとされている高学歴、専門職夫婦を中心に調査した。なお、家事育児分担比は個々の回答を示しており夫と妻で異なるケースもある。夫婦のプロフィールと、「対等性」の意味づけ、「対等／非対等」の判断について表に簡略化して表記した。(表1)

4. 分析結果

本研究の課題を明らかにするため、次のような分析を行った。まず、夫婦間の収入比・分担比が大きく、自らの夫婦関係が「対等」と判断していたケースを個人単位でとりあげる。夫婦単位ではなく個人単位でとりあげる理由は、必ずしも夫と妻の判断が同じとは限らないからである。

ここでは、収入比が大きいケースを、多い方の収入を10とした場合、もう一方の収入が6以下とする。家事・育児分担比が大きいケースについては、収入比の見方と異なる。家事全体または育児全体を10とし、4以上の開きがあるものを格差が大きいとみなす。例をあげると、夫3：妻7、また、夫2：妻8の場合、4以上開きがあるので格差が大きいとみなす。この条件にあてはまるケースは、④夫、⑤夫、⑥夫婦、⑦夫婦、⑧夫婦、⑨妻、⑩夫婦、⑪夫婦、⑫夫の14名である。なお、社会経済的資源として、学歴や地位、職業等の資源も考えられるが、これらは収入を規定する主要な要因であるので、また収入がもっとも比較しやすいため、ここではとくに収入比・分担比に注目して考察する。

また、家計費の分担比や家や車等の資産の所有権等と「対等／非対等」の判断に関わる可能性があると考えられるが、ここでは収入、家事・育児分担比と、当事者の主観的判断との関連に焦点を絞って「対等性」の意味づけを考察する。

1) 社会経済的資源と夫婦の「対等性」との関係を否定する

14名の対象者に共通していたことは、夫婦の「対等性」を語る中で、収入や学歴、職業的地位、年齢等の社会経済的資源は重要ではなく、「生きがい・自尊心」、「互いの尊重・互いに話し合える」等の夫婦の精神性を重視していたことである。下記ではこの部分の語りを中心にとりあげる。それぞれが、社会経済的資源と夫婦の「対等性」との関係を否定する根拠を語っている。

④夫婦は、妻が現在大学院生なので、収入比が10：0～10：1だが、妻が就労していたときは10：6だった。現在の生活費は夫の収入で賄っているが、妻の大学院の学費は、妻の貯蓄から支払っている。たとえ妻の学費を夫が払ったとしても、④夫は夫婦の関係は変わらないという。むしろ、夫婦の「対等性」には、互いに生きがいをもっているかどうかに関係すると主張する。④夫は、妻が司法試験合格をめざしていることに対して一目置いており、尊敬をしている。夫はここに夫婦の「対等性」を判断する基準があるという。これに類似した⑩夫婦の事例をあげると、⑩妻は、仕事の傍ら、通信制大学に在学中であるが、学費は夫の収入から支払われているという。⑩夫は、「収入は2人のもの」だから、「自分が稼いだお金を妻が前向きなことに使うならかわわない。」という考えをもち、「互いに尊重すること」が夫婦の「対等性」において重要だという。

次の⑦夫、⑩夫は、妻が行う家事・育児を賞賛し、夫婦の「相補性」を強調する。

「……お金じゃない部分でやってもらってることって多いと思うんですよ。育児だったり、ご飯作ってくれたりだとか、お金じゃない面での貢献っていうか、必ずあると思います。⑦夫」

「……稼ぐことと家事・育児を比較すると家事・育児の方が大変と捉えているので、妻が専業主婦であってもつりあっていると思う。⑩夫」

夫婦の「相補性」を強調する語りは、船橋（2006）の研究においても同様のケースがとりあげられていた。夫が主な稼ぎ手を担い、妻が家事育児を中心に担うというライフスタイルを、それぞれが望んでいる。

⑤夫は、妻との職種や年齢の違いから、夫婦間に収入の差があって当然と考えている。夫は専門学校の教師であるが、学校の役員も兼ねている。妻は事務をしており、年齢差が12歳と離れている。「……どうだろう、地位、家にいるのと、職場でどんなに偉くたって家では夫じゃないですか。関係ないでしょ、地位とは。⑤夫」と、夫婦の「対等性」と社会経済的資源との関係に否定的な意見をもつ。

⑥夫も「具体的じゃないですけど、例えばお金だったりとか年齢だったりとかあんまり自分はないですね。」という。⑥夫婦は、以前、同じ会社に勤めており、その当時、妻の方が収入が高かったが気にしていなかったという。しかし、⑥妻は、経済的自立が夫婦の「対等性」に重要だと認知している。妻は、もし自分が仕事を辞めて夫の収入に依存した場合、「本1冊買うにしても、『これ買っていい?』ってなるのと、今月頑張ったからちょっと買っちゃおうというのは気持ちが違うと思うので。」と妻自身の気持ちが自由でいられなくなるのではないかと懸念する。

他方、⑦妻は、「お金は、多分、あんまりうちの場合は、全部共有にしているの。……一緒にするからお金はまったく感じないんですけど。たぶん分けてる人は、すごいそこでてくると思うんですよ。⑦妻」と、夫婦の「対等性」と経済的なこととの関連を否定する。⑦夫婦の場合、収入面では10：5（短時間勤務時）、10：7（通常勤務時）と、通常勤務時を基準にすれば格差は大きくない。だが、お金は共有しているので、夫婦が「対等」かどうかということと、経済的なことが関係することについては否定的である。お金を共有することが、夫婦の一体感につながり、収入の差をあまり意識させないように作用するのではないだろうか。分担面では、かなり差があるが、妻はあまり不満をもっていない。妻は、いまの仕事を辞めてパートに切り替えてもいいと思っており、自分のキャリアに関して強いこだわりはない。したがって、夫婦の「対等性」に収入や分担の格差はあまり影響しないと考えている。むしろ、育児から少し解放され、リフレッシュできる時間をもてるかどうか、夫との「対等性」に大きく影響すると認知している。

⑨妻も、夫婦が互いに尊重していれば、「収入が少なからうが、家事の分担がへんだらうが、尊重してて自分が納得している限りにおいては」夫婦は「対等」だという。

⑩夫婦は、夫と妻ともに、夫婦の「対等性」と社会経済的資源との関係を否定するが、その根拠として、結婚当初から現在まで、収入の多寡にかかわらず、お小遣いを同額にし

てきたことをあげている。

「私がすごく嫌なのが、お金を稼いでくる人が偉いとか、お小遣いが多いとかは嫌ですね。私が夫で逆に外で働いていても同じですね。⑩夫」

⑩夫婦は、結婚当初は夫が自営業をしていたが、景気の悪化のために経営を断念し、現在は主夫の傍らパートをしている。一方、妻は一貫して図書館司書の仕事をしており、現在は主要な稼ぎ手の役割を担っている。⑩夫婦は、結婚当初から、収入差に関係なくお小遣いは同じ額であるという。現在は、収入比2:10、分担比9:1(家事)、9:1(育児)と、いわゆる役割逆転の夫婦である。⑩夫は、お金と夫婦の「対等性」との関係に対して批判的であり、夫婦の「対等性」には相手の尊敬が重要だと主張する。⑩妻も、夫婦の「対等性」と学歴、収入は関係なく、互いに縛られていないかどうか、夫婦の「対等性」判断する基準になるという。

⑧夫は、夫婦はあくまで精神的、内面的なものだという。⑧夫は、夫婦の収入を数値的にみれば対等ではないと認めた上で、収入を得ることと夫婦の「対等性」との関係はないと主張する。そもそも夫婦間でequalityを実現することは不可能であることを前提として、「人間尊重」の理念を主張する。「あらゆる人間は『対等』である」という人間尊重の理念は、⑧夫が妻と「対等」だと認知するために必要な意味づけでもある。

「…だけど、あくまで精神的な内面的なものはずなので、夫婦である以上、というか人間である以上対等なんですよ、そもそも。だから夫婦であったとしても親子であったとしても、基本的には対等なはずだと。⑧夫」

以上、社会経済的資源と夫婦の「対等性」との関係を否定する語りを取り上げてきた。ここで取り上げたケースは、収入・分担を等しくしていく意味でのequalityをめざそうとしていなかった。むしろ、夫婦の「対等性」には、「生きがいをもつ」、「話し合える」、「相手を尊敬できる」、「精神的な内面的なもの」等の夫婦の精神的側面を重視していた。

本研究の冒頭でも論じたが、不可視的権力の枠組みから考察した船橋の調査では、夫婦の分担差を正当化するレトリックとして「相補性」や「特別特性」「ハビトゥス」等を見いだしており、船橋は、このレトリックが正当化される背景要因として、ジェンダー・イデオロギーの影響を指摘していた。

本論で分析してきたとおり、本研究の対象者の多くは、夫婦の「対等性」と収入や分担の格差との関連を否定し、「対等」な関係を築くには夫婦の精神的側面が重要であると主張していた。行為者の語りによく注目すれば、夫婦の分担格差を正当化する背景要因として専らジェンダー・イデオロギーに集約するのは説明不足であるといえないだろうか。

ここで、行為者の観点から物事を理解し、「意味は人々の相互作用の過程で生じたもの」(Blumer 1969=1991: 5)として解釈すると、夫婦の精神的側面が重要であるとする語りは、夫婦の相互作用の過程で生じた重要な意味であるといえる。対象夫婦は、収入や分担の格差を、夫婦の精神的側面を強調することによって、あえて正当化しているのではなく、「互いの尊重」や「生きがい」「夫婦の相補性」が夫婦の「対等性」に重要な意味をもつ

ていると信じていると解釈できる。ゆえに、収入や分担に格差があっても主観的には「対等」と判断するのではないだろうか。

ここで、夫婦の「対等性」には夫婦の精神的側面が重要だとする語りを「精神性の意味づけ」と呼ぶ。「精神性的意味づけ」は、収入や分担において格差があったとしても、また夫婦の間で「対等性」の意味づけが異なったとしても、夫婦の「対等性」には収入や分担の等しさは重要ではなく、精神的なものが重要であるとする意味づけである。「精神性的意味づけ」は抽象的で、客観的に観察することが難しい側面もあるが、「対等」な夫婦関係を構築するという観点からみれば合理的な側面もあるといえる。

ふたたび、Blumer を引用すると、「人間はものごとが自分に対してのもつ意味にのっとって、そのものごとに対して行為する」(Blumer 1969=1991: 4) という。この考えに沿っていえば、夫婦の精神性が重要と考える当事者たちは、その意味に則って行為すると考えられる。夫婦の「対等性」において、「互いの尊重」が重要と意味づけられているならば、その意味に則った行為が遂行されるということである。そこで次節では、夫婦の精神性が重要であるという意味にのっとって、当事者がどのように行為するかについて考察する。

2) 夫婦の精神性と相互行為

ここでは、当事者が「精神性的意味づけ」にのっとってどのような行為をとるかについて考察する。考察をしていく際、Hochschild (1989=1990) が夫婦のある相互行為に対して名づけた「バランスとり」という概念を引用して解釈していく。Hochschild が「バランスとり」と呼んだ夫婦の相互行為は、Goffman (1967=2002) の「相互行為儀礼」という概念にヒントを得ているが、ここでは Goffman の「相互行為儀礼」の説明は最小限にし、Hochschild が「バランスとり」と呼んだ夫婦の相互行為の具体的な事例を取り上げる。

Hochschild は、夫よりも仕事で成功している妻の事例をあげて次のように説明している。妻が夫よりも先に仕事において成功してしまった場合、夫の面子をたてるために、あえて夫に家事育児分担をさせないことで夫婦間のバランスをとり、夫との衝突を避けているという。これを Hochschild は「バランスとり」と呼び、この事例のような夫婦関係の背後には、ジェンダー・イデオロギーが働いていることを指摘している。つまり、夫は稼ぎ手、妻は家事育児の担い手、という性別役割規範を内面化しているからこそ、妻が夫より経済力や職業上の地位の面で上をいってしまった場合、妻は夫の面子をたてるために家事育児を自分が引き受け「バランスをとる」。逆に夫は、家事育児を避けることで「バランスをとる」という。

一方「バランスをとる」必要を感じていない夫の事例もとりあげている。先の夫婦とは異なり、妻の方が仕事で成功しているが、夫が家事育児分担を行っている、このような夫は、妻より力を持つべきだという考えを捨ててしまっていると論じているが、この夫婦にどのような規範が働いているのかについて詳しく述べられていない。

本研究の対象夫婦のなかには、Hochschild の研究でとりあげられた「バランスとり」をおこなっているケース、「バランスをとる」必要を感じていないと思われるようなケース、2つのケースと異なる夫婦間の相互行為が考察された。

以下では、Hochschild が取り上げた、妻が夫よりも社会経済的資源の面で上をいって

いる夫婦間にみられる相互行為と、夫の方が妻よりも社会経済的資源の面で上の夫婦間にみられる相互行為をとりあげ、それぞれの夫婦がもつ規範に注目してみたい。次の⑨の事例は、Hochschild が取り上げられている夫婦と同様の「バランスとり」の一例である。

「変な話だけど、例えば学歴だけ取れば私の方が上なんです。だけど、別に。学歴上だけど、(夫の方が) 絵を描くのが全然上手いじゃないですか。それはもう能力がお父さんの方が全然上だから。⑨妻」

夫よりも学歴が高い⑨妻は、夫の面子を立てるため夫の絵の才能を賞賛している。逆に、④夫は、夫は収入や職業上の地位の面で妻よりも上でありながら、妻に敬意を払う。

「彼女がやってることを、ちゃんと尊重して彼女がやれる状態をそのまま維持しておくこと、彼女がやりたいことを阻害しないことが重要かなと思ってます。④夫」

④夫は、妻が退職をし、弁護士資格を得るため法科大学院へ入学したことに對して敬意を払っていることが分かる。数年後、学歴の面で妻が夫よりも上になるが、④夫は弁護士を目指す妻を尊重し、それを阻害しないよう配慮している。このような④夫の行為は、ジェンダー・イデオロギーを前提とした相互行為として解釈するのは適切でないだろう。むしろ、「夫婦は対等であるべき」という規範を前提にした相互行為として解釈した方が妥当ではないだろうか。次の⑦妻の事例も同様の解釈ができる。

「うちは、どうなんだろう、向こうのほうが収入もあるし、会社でも地位もあるので。年下ですけど。間違いなく向こうが実権を握っているはずなんですけど。……うまく立てて、お互い立てて立てられてってしているんじゃないかなって感じがしますね。⑦妻」

⑦夫婦の「お互い立てる、立てられる」行為は、互いに相手の言い分を聞き、互いに話し合っって物事を決めたり、妻自身がやりたいことや色々なところに外出することに対して夫が尊重してくれることだという。⑦夫婦の場合も、夫の方が収入、地位の面で妻より上であるので、妻が夫を立てる、夫が妻を立てるといふ夫婦の行為は、ジェンダー・イデオロギーを前提とした相互行為として解釈するよりも、むしろ「夫婦は対等であるべき」といふ規範を前提にした相互行為として解釈したほうが妥当であろう。

「対等を維持するには普通に男と女関係なく男と男でも難しいと思うので結果的に思いやりとかに結びつくのかなと思います。考えて行動するとかどう考えてるのかとか、むずかしいですけど。察して行動する。⑥夫」

⑥夫はフリーランスで仕事をしているので、妻と地位を比べることはできないが、収入は妻より高く、学歴は同じである。夫は妻に対して相手を思いやり察して行動するといふ相手を配慮した儀礼を示している。この事例も、ジェンダー・イデオロギーを前提とした

相互行為として解釈するよりも「夫婦は対等であるべき」という規範を前提にした相互行為として解釈するべきだろう。

以上、夫婦間の相互行為に注目してみたが、④⑥⑦夫婦の事例は、ジェンダー・イデオロギーを前提とした相互行為というよりも、「夫婦は対等であるべき」という規範に基づいた相互行為として解釈できるのではないだろうか。ただし、本研究が取り上げた夫婦が、ジェンダー・イデオロギーから完全に自由であるといっているわけではない。ジェンダー・イデオロギーは夫婦間の相互行為に何らかの影響を与えているだろう。だが、数年後、学歴の面で上になる妻に対して、妻の生き方を尊重し、敬意を払うという④夫の事例等に注目すれば、夫は妻より優位であるべきだという規範にとらわれない、「夫婦は対等であるべき」という規範をもつ新しい夫婦の出現を表しているといえないだろうか。

繰り返しになるが、先行研究は、夫婦の収入や分担の格差を正当化する背景要因としてジェンダー・イデオロギーの影響を指摘してきたが、本研究では、「夫婦は対等であるべき」という規範も作用しているのではないかとすることを事例を通じて示してきた。この指摘は、ジェンダー・イデオロギー理論の解釈とは異なる重要な解釈を提示しているだろう。そこで、本研究から導き出された解釈を、夫婦間の勢力をとらえるための新しい解釈のひとつとして、「対等規範」説と位置づける。「対等規範」説は、それだけで夫婦間勢力を説明できるというものではなく、ジェンダー・イデオロギー説に補足するという位置づけである。つまり、「対等規範」説は、既存の理論枠組みでは十分に説明することができない、夫婦間勢力の意味世界を理解する際に役立つ解釈として位置づけられるだろう。夫婦の「対等性」には、「互いを尊重すること」「話し合うこと」「生きがいをもつこと」等の精神性が重視され、パートナーを思いやり、尊重し、配慮を心がけていることが読み取れる。互いを立て、察して行動し、相手がやりたいことを阻害しない等……これらはパートナーの体面や面子を守り尊重する相互行為の実践ととらえることができる。この相互行為は、夫婦の「対等性」には精神性が重要であるという意味にのっとった行為であるといえるだろう。さらに、その相互行為の過程で意味が生じ、その意味にのっとって行為することを繰り返すことにより、夫婦は「対等」である、という主観的判断を構築していくのである。

5. 考察

さてここで、本研究で考察した結果をまとめる。まず、夫婦間の収入・分担格差が大きく、かつ自らの夫婦関係は「対等」と判断していたケースの大半は、夫婦の「対等性」には精神性が重要だと主張し、社会経済的資源と夫婦の「対等性」との関連に否定的であった。彼らは、夫婦間の収入・分担の同等性についてはあまり重視せず、互いに話し合い、互いに尊重し、互いに敬意を示し合うという夫婦の精神的な結びつきを重視していた。本研究ではこのような意味づけを「精神性的意味づけ」と呼んだ。

現代社会においては、家計や家事育児分担を等しくシェアしていく equality の意味での対等な夫婦関係が期待されている側面もある。だが、本研究の分析から浮かび上がった、夫婦の精神性を重視する人々は、equality を重視して「対等」な夫婦関係を構築するのではなく、精神的な結びつきを重視して「対等」な夫婦関係を構築していた。本研究の対象夫婦は、equality の意味での対等な夫婦関係が現代社会で期待されている側面もあること

に気づいていないわけではないし、収入や分担をみれば大きく差があることを自覚している。そのうえで、彼らは、夫婦の「対等性」と社会経済的資源との格差の関連を否定し、「私たちは『対等』」と主張していた。彼らは『『対等』な夫婦関係』を望んでおり、また「夫婦は『対等』であるべきだ」という観念をもっているだろう。

しかし、このことは、equalityの意味での対等関係を実現することが実際に困難なので、夫婦の「対等性」と社会経済的資源との格差の関連を否定し、夫婦の精神的側面を重視して「対等」な夫婦関係を構築していたとも解せるだろう。「精神性の意味づけ」は、日常生活における相互行為によって生み出された重要な意味であり、主観的に「対等」な夫婦関係を実現するために不可欠な意味づけであるといえる。

つぎに、「精神性の意味づけ」には、夫婦間で相互行為が伴うことが示唆された。

Hochschild が提示した「バランスとり」の事例と本研究の対象夫婦の事例を比較しながら、夫婦間の相互行為についてとりあげた。Hochschild が取り上げた「バランスとり」の事例は、ジェンダー・イデオロギーを前提とした夫婦の相互行為として解釈されていたのに対して、本研究の事例では、「夫婦は『対等』であるべき」という規範を前提に、互いに敬意を示し、尊重するという行為が繰り返されているのではないかということ指摘した。本研究ではこのような解釈を、夫婦間勢力をとらえるための新しい解釈のひとつとして、「対等規範」説と位置づけた。「対等規範」説は、夫婦間勢力研究における既存の理論を補う重要な知見である。夫婦は、どんなに収入や分担の格差が大きくとも、「対等性」の意味づけに違いがあっても「対等」な夫婦関係を構築するために、「精神性の意味づけ」を生み出す。そして、互いに敬意を払い、互いに尊重しあう相互行為を実践していることが示唆された。

ここで、本研究の課題に即して結果をまとめると、まず前提として、夫婦は「対等」でありたいという希望、あるいは「夫婦は『対等』であるべき」という規範をすくなくとも持っている。しかし、equalityの意味での対等関係を構築することができない場合、収入や分担を等しくシェアすることを重視せず、別の領域に夫婦の「対等性」の根拠を求める。別の領域とは、夫婦の精神性である。夫婦は「精神性の意味づけ」を構築し、互いに敬意を示しあう夫婦間での相互行為を実践する。客観的現実と主観的判断の間にズレが生じる背景には、以上のような意味づけの構築と相互行為が繰り返し行われている。そしてこの行為は、当事者自らが、非対等な夫婦関係を受容していくメカニズムのある側面を反映しているといえるだろう。

それでは、客観的現実と主観的判断のズレを補うための「精神性の意味づけ」と相互行為を、社会的な現象としてとらえたとき、それは、いったい何を示唆しているのだろうか。現代社会では、男女間の賃金や地位、職域の格差があり、夫婦が等しく収入を得て、分担をシェアすることは困難な側面がある。「対等性の意味づけ」と相互行為は、夫婦がequalityの意味での対等関係を築くための社会的環境が十分整っていない現代だからこそ、理想と現実の不協和を緩和するために必要な意味づけと代償的な行為として解釈することもできるだろう。

さいごに、本研究の限界と課題を述べる。まず、本研究は、夫婦の収入・分担比に注目して分析を行っている。「車や家等の資産」や「最終的な意思決定者」に注目した場合、本論とは異なる知見が導きだされる可能性もあるだろう。

次に、夫婦のライフコースにおいて、収入・分担比は、転職や昇進、離職等を契機に変化する可能性は十分あり、パートナーとの「対等／非対等」の判断はつねに変化する可能性がある。したがって、本研究の分析結果は、夫婦の長いライフコースにおけるある一時点に限られた結果である。

また、本研究の対象者は少なくとも「対等」な夫婦関係に関心をもち、共に働きながら子どもを育てている人々だった。インタビュー調査では、筆者が対象者に「夫婦が対等であるとはどのような状態のことだと思うか。」という質問をしているため、対象者の真意にかかわらず、「夫婦は『対等』であるべき」という方向で語らせてしまった可能性もあるだろう。筆者が意図していなかったにせよ、質問内容が対象者の語りを統制していたという側面があったことは否定できない。これらは本研究の限界として明記しておくと同時に、今後は、「車や家等の資産」や「最終的な意思決定者」と「対等性」の意味づけとの関連を分析すること、異なる価値観をもつ人々や異なるライフステージの人々を対象に調査をすることを課題としたい。

注

1) 地方自治体による施策をいくつか示す。(下線は筆者による)

- ・2005年 福井県福井市「男女が対等なパートナーとなる社会を実現する」というテーマを掲げ、次の3つの施策目標を掲げている。①男女共同参画による事業の実施、②男女の固定的な性別役割分担意識の解消、③男女が対等に能力を活かせる社会づくり、の3つである。
- ・2006年 埼玉県狭山市では、男女共同参画推進の目標の1つとして、「男女が地域や社会に積極的に対等な立場で参画する」を提示している。
- ・2007年 奈良県宇陀市のポスターでは「男女が対等なパートナーとしてともに、自分らしく生きるために「男女共同参画社会」を実現しましょう」というスローガンを掲げている。

【引用文献】

- Blumer, H., 1969, *Symbolic Interactionism: perspective and method*, New Jersey : Prentice-Hall, (=1991, 後藤将之訳『シンボリック相互作用論—パースペクティブと方法』東京：勁草書房.)
- 船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダー・ポリティクス』東京：勁草書房.
- Goffman, E., 1967, *Interaction Ritual :Essays on Face-to-Face Behavior*, Chicago: Aldine (=2002, 浅野敏夫訳『儀礼としての相互行為：対面行動の社会学』東京：法政大学出版社.)
- Hochschild, A., 1989, *The Second Shift : Working parents and the Revolution at Home*, New York,: Viking (=1990, 田中和子訳『セカンド・シフト』東京：朝日新聞社)
- 井上和子, 1985, 「恋愛関係における Equity 理論の検証」『実験社会心理学研究』24:127-134.
- 岩井紀子・稲葉昭英, 2000, 「家事に参加する夫, しない夫」盛山和夫編『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会.

- 岩間暁子, 1997, 「性別役割分業と女性の家事分担不公平感」『家族社会学研究』9:67-76.
- 上子武次, 1964, 「家事分業—1収入家族と共働き家族の比較—」『人文研究』15(7):98-113.
- 諸井克英, 1990, 「夫婦における衡平性の認知と性役割観」『家族心理学研究』4:109-120.
- 永井暁子, 2007, 「対等な夫婦は幸せか」永井暁子・松田茂樹編, 『対等な夫婦は幸せか』東京: 勁草書房, 137-144.
- 竹内真純, 2007, 「夫のサポートが夫婦の結婚満足感を高める」永井暁子・松田茂樹編『対等な夫婦は幸せか』東京: 勁草書房, 77-88.